



# 第 34 号

平成20年 7月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

☎ 〈0547〉 36-0984(代)

FAX 〈0547〉 36-0830

H P <http://midorinet->

[makinohara.com](http://makinohara.com)

## 『地域を守る水』として

～災害時には牧之原用水を…～



▲御前崎市で行われた調印式 写真左から：石原御前崎市長、西原牧之原市長、和田土地改良区理事長

### 目 次

- 『地域を守る水』として …… 1
- 理事長挨拶、区営所長挨拶 …… 2
- 平成19年度通常総代会報告 …… 3
- 平成18年度決算/平成20年度予算 …… 3
- 平成20年度区営事業について …… 4
- 施設の適正な維持管理のために …… 5
- 施設に変更を加える時は …… 5
- 農地転用・組合員資格の変更時には …… 6
- 施設管理保険/特別賦課金 …… 7
- 牧之原農業施設の紹介～川口取水工～ …… 7
- 組合紹介/各表彰受賞者紹介 …… 8
- 農地・水・環境保全向上対策事業 …… 8

このことから、牧之原農業用水はまさに『地域を守る水』としての大きな使命を担うものとなります。

これは、水利の乏しい台地の宿命を農業面だけでなく、地震や火災、また非常時の生活用水など、住民生活の安全・安心のためにも使用できるものとし、同時に日頃の農業水利施設の維持管理についても、地域住民や関係市の消防関係部署の参画を得ていくというものです。

**水利施設の維持管理に  
地域の住民も参画する**

牧之原畑地総合整備土地改良区では、牧之原台地の上を流れる牧之原農業用水を、災害時の非常用水としても使うことができるための「協定書」締結を関係市との間で順次進めています。

**災害時の非常用水にも  
関係市と協定書を締結**

# ごあいさつ

牧之原畑地総合整備  
土地改良区



理事長  
和田 秀雄

## 牧之原地域の 農業振興と発展への想い

組合員の皆様、関係の皆様には日頃、茶業を主体とする牧之原地域の農業振興に格別なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

### 気象と水使用状況

平成十九年度を返りみますと、報道では、まさに「異常気象」が地球規模で展開した年でありましたが、ここ牧之原地域の九月の残暑は観測史上最高を記録し、当牧之原農業用水の昨年夏場三ヶ月間の茶園等への散水量は、前年同期に対し二倍近い量でありました。

この散水量の多さは、茶樹への暑さ対策と、組合員の方々の水の有効な利活用による良質茶生産への積極的な取り組みの結果によるものと思っております。

しかし、昨年十一月以降の大井川水系は少雨で、ダム貯水量が減

少し続けたため、三月上旬から関係利水者間で節水対策に入りましたが、この間、断続的に少雨があり、実質的な支障はなかったと安堵いたしました。

### 牧之原地域への想い

さて、ご案内のとおりこの牧之原地域は、来年三月の静岡空港開港を目前に控えております。

整備された畑かん施設の散水により樹勢を増した、空から観る牧之原の一面の萌葱色の茶園は、国内外を問わずこの地を訪れた人達に、爽快感と安らぎを与えると共に、牧之原のお茶を全国・全世界に発信できるステージとなるものと期待をしております。

また、牧之原農業用水は、地域の防火・防災用水としての、いわゆる「地域を守る水」として、まさに地域の安心と安全を創出する役割も担っております。

加えて、牧之原農業用水施設は組合員の水利用が最優先ではあります。この余裕断面は、国の構造改革の一環の地域共生事業という国策のもと地域の産業振興と発展のため、二十年度から工業用水の送水の役割も担います。

本事業発足当時の県行政トップの、当地域への水も長島ダムも御前崎港も整備不要発言を思い起こ

し、改めて地域の現在と将来について想いを巡らせております。

### 県営事業の計画変更と 厳しい現下の茶業

こうした中、三十四年続いた県営畑総事業一期九地区の計画変更は、平成十九年度完結しました。この場をお借りして、関係の皆様方のご尽力、ご協力に、厚くお礼申し上げます。現下の茶業情勢は、生産者には

## 着任のごあいさつ

静岡県牧之原  
農業用水建設事務所



所長  
金原 得純

組合員の皆様をはじめ、関係市の皆様には、牧之原畑総事業の推進にあたり日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

畑総事業も、昭和四十八年着手以来三十五年を経過し、この間、茶園五千三十六㍍への畑地かんがいの第一ステージ整備をはじめ農道、区画整理などの生産基盤を整備し、生産性の向上を図ることにより担い手の育成・支援を実施し

厳しいものがありますが、ここ牧之原は今こそ三十有余年投資してきた基盤整備資本を有効に活用し、この難局に気概をもって立ち向かわねばと考えております。

なお、県牧の原事務所は来年三月末閉所され、今後の事業執行は農林事務所で行われます。

残事業の完了まで、関係の皆様方のご理解と、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

てまいりました。

また、昨年度までに残事業を見直し、畑かん第二・第三ステージの整備と区画整理要望を踏まえた新たな地区設定も実施し、茶生産における一層の省力化や高品質化が図れるよう、計画的に事業を推進してまいります。

なお、三月の総代会で説明しましたように、所期の目的が達成されましたので本年度末に現事務所を閉鎖し、来年度以降は、志太榛原農林事務所です務執行する予定となっております。

今後とも職員一同、組合員の皆様と密接な連携に努め、残事業の早期完成を目指し、事業推進に努力してまいりますので、変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

# 平成十九年度 通常総代会報告

## 全議案とも原案どおり可決

平成十九年度通常総代会が、三月十九日、島田市金谷夢づくり会館において開催されました。

会議は、午前九時三十分伊藤幸雄副理事長の開会の辞に始まり、和田秀雄理事長の挨拶の後、理事長表彰をはじめ、当日ご臨席を頂いたご来賓の方々から祝辞が述べられました。

## 理事長表彰

総代会において、十年以上在職し業務運営に貢献された役員・総代、組合員が一丸となって健全な運営を続けている組合、また特別表彰者に対して、その功績を称える理事長表彰が行われました。

この表彰は、改良区表彰規程に基づき、表彰審議会において対象となる個人、及び組合を理事長が総代会において表彰するものです。

### 表彰者（順不同・敬称略）

#### ○役員・総代表表彰「十八名」

【役員】 紅林啓美(島田市)・落合敏夫(菊川市)・杉田隆(牧之原市)・

議事は、議長に御前崎市の戸塚敦彦総代が選出され、承認議案の「十八年度事業報告」ほか十六件、議決議案の「二十年度一般会計予算」ほか九件が上程され、全議案いずれも原案どおり可決されました。

また報告事項として、事務局から、県営牧之原相良・菊川地区の計画変更についてと、東遠工業用水の送水についての報告がされました。

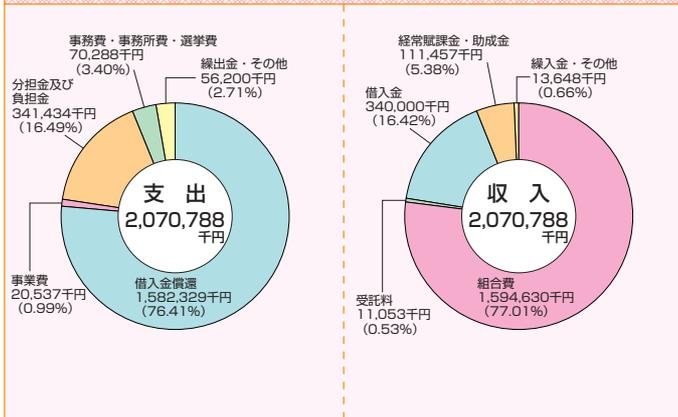
最後に、紅林啓美副理事長の閉会の辞により、総代会は滞りなく終了しました。

松永正治(掛川市)・小塚正行(牧之原市)・紅林貢(島田市)・山本貞司(牧之原市)・水野一雄(島田市)【総代】岡村彰(島田市)・北川多喜男(島田市)・松本英壽(島田市)・西山秋夫(島田市)・永田弘(牧之原市)・横山守(牧之原市)・故鈴木香月男(牧之原市)・赤堀勲(菊川市)・河原崎又次郎(御前崎市)・植田政行(御前崎市)

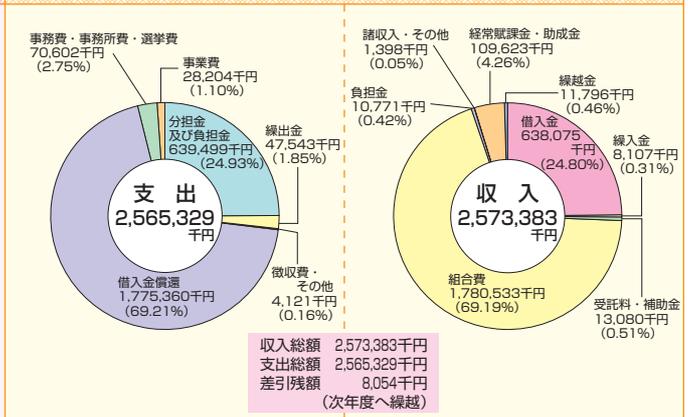
○組合表彰「二組合」  
御林畑地用水組合(掛川地区)  
中平畑地用水組合(掛川地区)

○特別表彰「一名」  
大石 清  
(島田地区初倉畑地用水組合)

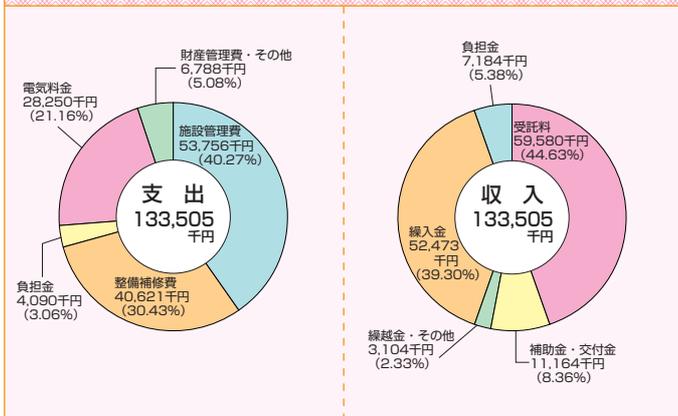
### 平成20年度 一般会計予算



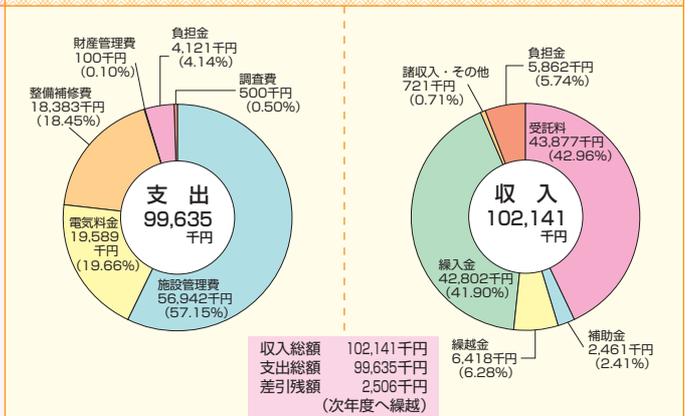
### 平成18年度 一般会計決算



### 平成20年度 管理費特別会計予算



### 平成18年度 管理費特別会計決算



# 県営畑総事業

## 平成二十年度予算と事業推進計画について

**本年度当初予算は  
十三億二千万円**

本年度当初予算は、完了地区が三地区あったこと、事業量の減により、昨年度より減ったものの、地元要求の十三億二千万円を確保することができました。

### 事業推進計画

本年度は、八地区の事業を実施します。

昭和四十八年、四十九年から実施してきました九地区のうち十八年度に御前崎、小笠、浜岡、十九年度に掛川、相良、榛原が完了し、本年度、金谷、島田の完了を予定しています。残りの菊川については、二十二年度完了を予定しています。

今年度、新規地区として、牧之原市の仁田、勝間田、鬼女新田、片浜が事業を実施します。

また、二十一年度着工要望の牧之原市坂部、切山、二十二年度要望の牧之原市の榛原南について地元調整、計画概要書の作成等申

請にむけ準備をしています。

事業の推進にあたっては、組合員の皆様方、改良区、市との意見を調整し、限られた予算を効率的、重点的に執行し、効果の早期発現、事業の早期完了を目指してまいります。

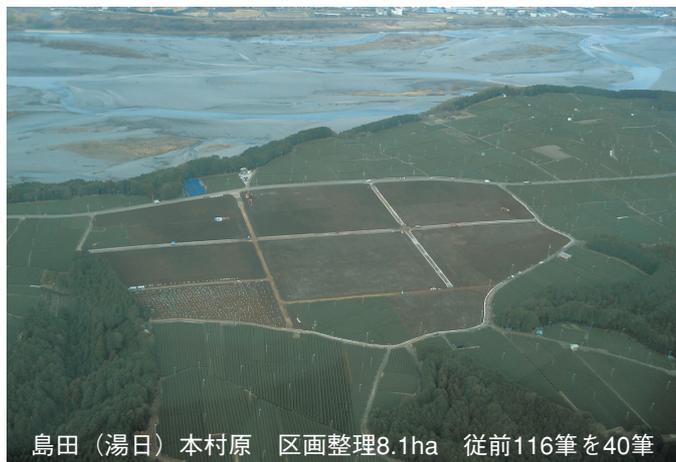
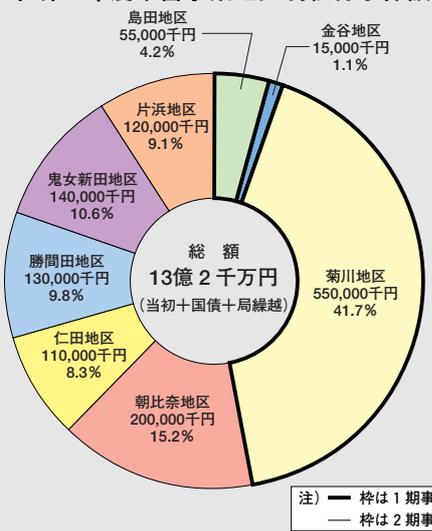
### 区画整理（本村原地区）

現在、島田市湯日の本村原では約八割の機械化、規模拡大が可能な茶園整備を実施しています。

### 新たな整備計画の検討

これまでの事業実施により、初期の目的である「台地への水利の

平成20年度県営事業地区別執行予算額



島田（湯日）本村原 区画整理3.1ha 従前116筆を40筆

導入」や「農道網の整備」など一定の整備水準は上がったものの、競争力のある茶園経営の確立を図るため、乗用型茶園管理機の導入による省力化や、適切な用水供給による品質の向上、防除等栽培管理の合理化を図るため給水栓、スプリンクラーまでの未整備地域の基盤整備が求められています。

日本一の茶生産地を維持し、より一層の「生産性の向上」を目指します。本県の強みに更に磨きをかけ、弱みの底上げを図る施策に取組み静岡県が大きく飛躍するための「基礎・基盤」を整える必要があります。

また、本年度より、県単独事業で、①ほ場乗り入れ工の設置、②耕作道枕地の設置、③うね方向の変更、④暗渠排水の設置など茶園の基盤整備が出来るようになりました。

関係市、改良区をはじめ、組合員の皆様のご意見を伺い、ご協力を得ながら農林事務所と連携して、県単、県営等事業の検討に取り組んでまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

静岡県牧之原市

農業用水建設事務所

技監兼事業課長 岡村 孝

### 施設の適正な維持管理のために...

#### \*県単独農業農村整備事業と土地改良施設維持管理適正化事業の紹介\*

平成十九年度を以て、県営畑総事業の一期事業が島田・金谷・菊川地区を除き完了となりました。

今後、この土地改良施設を畑地用水組合の皆さんで、より長く使えるような維持管理をして頂きたいです。

しかしながら、長く使用しているとだんだんと機能は低下しますし、故障もおきてきます。

現在、土地改良区では施設機能低下の防止や、機能回復を図るため、県単独農業農村整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業(補助事業)を活用し、施設機能維持のため、補修整備することを組合員の皆さんにお勧めしています。

#### \*県単独農業農村整備事業\*

県単事業の種類としては、次の八事業となります。

- ① 農業用排水施設整備、② 安全施設、③ 区画整理、④ 農道、⑤ 農地保全、⑥ 施設用地整備、⑦ 農業用排水機械設備、⑧ 特認があります。

この中で、畑かん施設の修繕に該当するのは、『⑦農業用排水機械設備』となります。(下表参照)

県単独農業農村整備事業	
対象施設	土地改良区が管理するかんがい施設(用排水機・電気設備・ゲート・パイプライン等)の改修工事
受益面積	5ヘクタール以上
事業費	50万円以上 200万円未満
補助率	県: 1/3・地元: 2/3
土地改良施設維持管理適正化事業	
目的	施設の機能保持、耐用年数の確保
対象施設	ポンプ・モーターのオーバーホール ゲートや圧力タンク等の塗装 機械等の部品交換・水路の補修等
事業費	200万円以上 ※事務費として事業費の1.5%を負担
◎向こう5年間の間に整備補修を行うために必要な経費の一部(事業費の3割)を5年間均等に積立てる。	

#### \*土地改良施設維持管理適正化事業\*

次に、維持管理適正化事業ですが、この事業目的は、県単事業とは異なりまして、施設の機能の保持と耐用年数の確保に資する。

これは機械器具など、今の性能を保持し、延命措置を図るための整備補修を行うものです。

壊れたので補修するものではなく、耐用年数が来るのでそろそろ準備をし、計画的に整備補修をしていこうというものです。

この事業の要件は、左表のとおりとなります。

詳しくは、土地改良区管理課までお問い合わせください。

### 施設に変更を加える時などは...

#### 改築・追加工事及び他目的使用申請について

国営、県営土地改良財産の原形に変更を及ぼす様な工事を行う場合は、改築・追加工事等申請手続きが、また、他の目的に使用する場合は、他目的使用等申請手続きが必要となります。

### お知らせ 枕地工や畝変更工も可能に！ 県単独担い手育成基盤整備特別対策事業の拡充

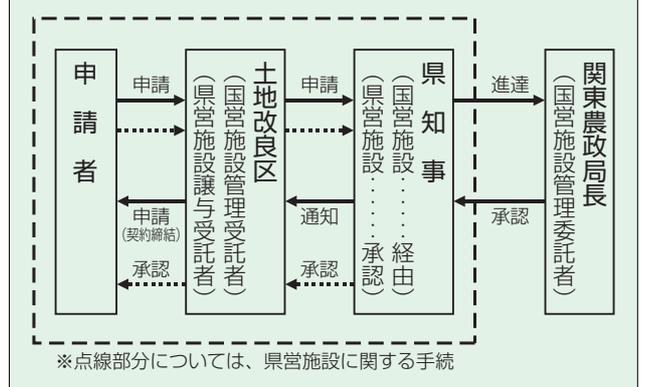
この事業は、茶農家の要望に対応し、きめ細やかな整備の実施により、少ない費用と短期間で使い勝手の良い畑にし、流動化を促進することを目的とした事業です。

本年度から、更に次の作業内容が認められました。

- ① ほ場乗り入れ工の設置
- ② 耕作道、枕地の設置
- ③ 畝方向の変更 ほか

詳しくは、土地改良区又は農林事務所、各市役所にお問い合わせ下さい。

### 改築・追加工事、他目的使用等手続きの流れ



#### 【参考例】

○国、県、市が施工する建設工事(道路建設等)に伴い、国営、県営幹支線水路を移設、または横断するような場合。

○受益地内に県営管水路施設(給水栓、スプリンクラー等を含む)を設置されている組合員で茶園改植等により施設を移設したり、改良を加えようとする場合。

○国営、県営財産敷地に電柱、水道管等の工作物を設置しようとする場合、又その契約を更新する場合。(土地改良財産の本来の用途、目的を妨げるものでない場合に限る。)

# “農地転用”や“組合員資格の変更”などの場合は改良区の手続きを… ※届出書は土地改良区のホームページからダウンロードできます※

## 農地を転用する場合は 改良区に連絡を

牧之原畑総事業の受益地を農地以外に転用する場合には、農振農用区域の除外認可を受けた上で、土地改良区への農地転用手続きが必要です。

この転用手続きを行わないと、農地法第4条及び第5条の申請をする際に土地改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。

受益地の転用をされる場合は、必ず土地改良区・業務課までご相談ください。



## 公共事業による転用も 改良区との協議が必要です

公共事業によって受益地が転用される場合があります。

事例として、国・県・市道の新設・拡張や公共施設の建設等に受益地を農地転用する事がありますが、この場合、公共事業では農業委員会への転用申請が免除されるため、土地改良区への協議が提出されない事があります。

組合員の皆様に公共事業による用地買収等の話があった際は、畑総事業の受益地である旨を伝えて頂き、併せて土地改良区へ農地転用の協議をしてください。

## 決済金単価の改正について

農地転用決済は、受益農地の農地以外の用途への転用による受益面積減に伴う、残存受益農地（組合員）の負担増の解消のため、即ち公平な負担を保持するために設けられていますので、転用決済について、是非ご理解、ご協力をお願いいたします。

今回の単価改正要因は、県営事業借入金及び国営事業地元負担金の決済金対象額の変更によるもので、改正単価は、各地区とも総体的に下がりました。

平成20年4月1日より適用となります。

## 農地転用決済金は譲渡費用と認められます

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、一定の要件を満たす場合は譲渡費用として認められることとなりました。

税務署にて手続きをすれば、所得税が減額される場合があります。

詳しくは、税務署の資産課税（担当）部門にお尋ねください。

## 組合員資格得喪通知書の提出について

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第43条の規定に基づき、組合員資格得喪通知書を速やかに土地改良区に提出することになっております。

土地改良区では、組合員から提出される通知書により、土地原簿の修正をしていることから、この手続きをされないと、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

**\* 得喪通知書の提出が必要な場合とは \***

- ◎経営移譲年金を受給するとき
- ◎農地の売買、贈与、交換など  
所有権を移転したとき
- ◎農地を農地以外に変更するとき（農地転用）

なお、通知書は土地改良区に用意してありますが、土地改良区ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

◎経営移譲年金を受給する場合（変更手続きが完了していませんと農業委員会に提出する「諸名義の変更等に関する確認書類」の手続きができません。）

◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合 <様式-1>

組合員資格得喪通知書 (3条・18条第1項)				
平成 年 月 日				
取得者	住氏名	所名	印	
	生年月日	年月日		
喪失者	住氏名	所名	印	
	生年月日	年月日		

◎農地を農地以外に変更した場合（農地転用） <様式-2>

組合員資格得喪通知書 (4, 5条)				
平成 年 月 日				
転用組合員	住氏名	所名	印	
	生年月日	年月日		
転用関係者	住氏名	所名	印	
	生年月日	年月日		

## 施設管理保険 加入申込と保険の請求について

### 加入申込は期限内にお願いします

土地改良区では、組合員の皆さんの突発的維持管理費負担への備えから、保険会社と交渉を行い、用水組合及び水利用工区向けに施設管理保険を創設しました。

申込方法は、毎年3月初旬に関係資料を組合長さん宛へ郵送連絡し、**加入希望の組合には3月下旬までに申込書と掛金を土地改良区に振り込んで頂く**こととしておりますので、申込期限を守るようにお願いします。

期限を過ぎると加入できませんので注意してください。

### 施設管理事故の報告はお早めに！

畑地用水施設で適正な管理をしていて、事故が発生した場合、通常では管理組合に修理をお願いすることとなりますが、施設保険に加入している場合で、保険請求をしようとするときは、まず事故報告が必要となります。

その場合、なるべく早めに土地改良区へ報告してください。

報告が遅れますと、折角の保険金が受けられなくなることもありますので注意してください。

なお、報告には下記のものが必要となります。

- ①いつ(事故の日時)・どこで・何が・どうなったか等を整理した報告書
- ②事故状況のわかる写真
- ③損害額(修理の見積書)

詳しくは、改良区・管理課までご連絡ください。

## 特別賦課金について

### 賦課金の納入のお願い

特別賦課金は、9月末日に口座より引き落としいたしますので、必ず口座に賦課金額を納入されますようお願いいたします。

もし口座引き落としされない場合は、振込による方法となり、振込手数料が掛かることとなりますのでご注意ください。

### 繰上償還するには

毎年9月初旬に、特別賦課金(工事負担金)を賦課しておりますが、組合等の希望により繰上償還を行う事が出来ます。

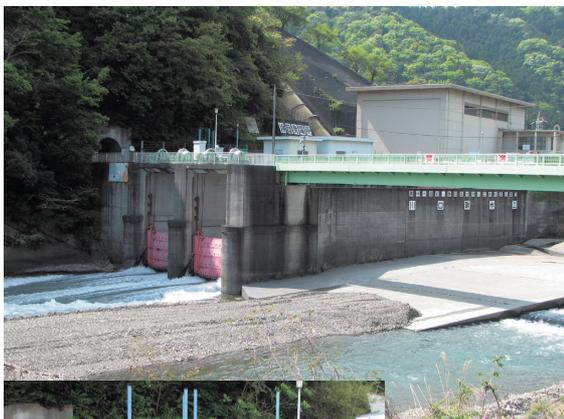
つきましては申請書に記入の上、土地改良区へ提出してください。

なお、一部出来ない場合もありますので、必ず問い合わせの上、提出されますようお願いいたします。

当該年度の申請締め切りは、毎年6月末日までとなっております。



## 牧之原用水施設の紹介 シリーズ第2弾 ～川口取水工～ 川口取水工は牧之原農業用水の飲み口!?



▲川口取水工

今回で第2回を迎える牧之原用水施設の紹介シリーズ。第2弾は『川口取水工』です。

川口取水工とは、一言で言えば人間の口に当たる部分の施設で、牧之原農業用水の飲み口となる施設です。

牧之原農業用水の水源である長島ダムから流れてきた水は一度中部電力(株)の川口発電所で水力発電に利用され、取水庭と呼ばれる貯水池に流れ込みます。ここで、農業用水になる水や水道水になる水、はたまた工業用水として使われる水へと分かれることとなります。

言わば、運命の分かれ道です。

牧之原農業用水へと選ばれた水は、川口取水工にある取水ゲートを通り、山の中を通してある6.6kmもの長さのトンネルの中を延々と流れて、前回号で紹介した牧之原揚水機場(ポンプ場)へと辿り着くわけです。

川口取水工には、通常時、取水庭から水を取るゲートのほか緊急時に大井川の本川からも水を取ることもできる、予備取水ゲートも備えてあり、二段構えの施設となっているのです。これには二刀流で有名な宮本武蔵もびっくりです。

1年・365日、いかなる時も安心・安定した水の取水ができるのも、この川口取水工のおかげなのです。

### 優良表彰組合の紹介

平成十九年度通常総代会に於いて、二用水組合が理事長表彰を受賞しました。

今回は、その中の掛川地区・中平畑地用水組合の紹介をします。

#### 中平畑地用水組合

(掛川市日坂地区)

中平畑地用水組合は、掛川バイパス北側付近で小夜の中山トンネルの西側に位置する茶園を受益地として、平成四年九月十一日設立されました。

この組合は、組合長外三名、及び監事二名の役員六名と、組合員十名体制で組織しています。

受益面積は約二十二ヘクタール内、第一ステージ施設(給水スタンド)約七ヘクタール、第二ステージ施設(給水栓)約十ヘクタール、第三ステージ施設(スプリンクラー)約五ヘクタールが設置され、第三ステージの内、一ヘクタールは凍霜害対応となっています。

このように、多様な施設で構成されており、各組合員は各施設の特性を生かした有効な「水」利用に積極的に取り組み、組合員一丸となった適正な維持管理のもと茶園経営を営んでいます。

### 「農地・水・環境保全 向上対策事業」

防霜ファンや給水栓の補修費用も助成の対象



ファームポンド周辺の草刈り



フェンスのペンキ塗り

#### ○「農地・水・環境保全 向上対策」により…

茶業が盛んな地域ですが、近年、集落全体の高齢化が進み、農家の方だけでパイプラインなどの農家用施設を維持管理していくことが困難となっています。

#### ○「農地・水・環境保全 向上対策」により…

そこで、本地域では地域ぐるみで四十五歳の茶畑などを守る活動を始めました。活動の内容は右写真のとおりポンプ場周辺の草刈りや施設の補修などです。

○施設の寿命が延び、管理が減りました。

このことで、施設

の長寿命化や、地域に住む色々な人たちの交流により地域が活性化するなど様々な効果を与えています。また、一定の作業を行えば、畑地だと一ヘクタあたり二万八千円が助成されます。この活動を

もっと詳しく知りたいという方などいらっしゃいましたら左記事務所またはお近くの市町にお問い合わせください。

#### ●静岡県牧の原

農業用水建設事務所

TEL 0537-3616519

#### ※事業の愛称募集をしています

(一) 応募方法①愛称名②愛称の意味又は理由③応募者の住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を記載の上、電子メール、FAX、郵送又は持参によりお願いします。(二) 募集期間 六月二十日～八月十五日まで

詳しくは静岡県農地保全室HPまで

### 和田理事長に 農林水産大臣賞が

この度、長年に亘る土地改良事業推進の尽力と功績に対し、和田秀雄理事長に栄えある農林水産大臣賞が授与されました。

このことは、和田理事長ご本人の功績は云うに及ばず、牧之原地区の組合員が、全国的にも希な大規模畑総事業に取り組んだ実績が評価されたものでもあります。

### 柳沢県土連会長から 三氏に功労者表彰が

紅林啓美副理事長、落合敏夫総括監事、杉田隆理事に、静岡県土地改良事業団体連合会総会において、柳沢伯夫会長から、事業推進への功績に対し、功労者表彰が授与されました。



### 全土連 土地改良功労者表彰受賞

去る三月、寺田益男参事が、全土連表彰式において、多年の功績が評価され、全国土地改良功労者表彰(職員の部)を受賞しました。